

注意事項

平成28年2月24日松山市公告第46号（以下「公告」という。）について、以下のとおり注意すること。

公告「2」に記載する「着手期限」の「着手」とは、公告「1（1）」に記載する「講ずべき支障の除去」の具体的な除去方法等について、公告「1（2）」に記載する計画書を下記の要領で提出し、現場で工事を開始したときをいう。

1. 計画書

公告「1（1）」に記載する講ずべき支障の除去方法について、具体的な措置を記載した工事計画（工法，工事期間等が記載されたもの）。

2. 提出期限

着手しようとする日から起算して7日前の17：00まで

3. 提出先

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 別館4階 廃棄物対策課

4. 提出方法

「3.」で指定した場所に直接持参すること